

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

①地域の概要・立地

七尾市は、石川県の北部、能登半島の中央に位置しており、北は穴水町、西は志賀町、南は中能登町及び富山県氷見市と接している。七尾南湾に臨む七尾港周辺に市街地が展開し、東西は山地に挟まれ、南は平野が広がっている。日本海と七尾湾の海岸線、山並みが重なり合い、美しい自然景観を創り出している。

②想定される地域の災害リスク

(洪水ハザードマップ：別紙1-1, 1-2 参照)

※七尾市のハザードマップによると、能登鹿北商工会が立地する中島地域において、熊木川の氾濫による浸水が予想されており、その浸水深は大きいところで5m以上となっている。

(土砂災害ハザードマップ：別紙2 参照)

※石川県土砂災害情報システム(SABO アイ)によると、大きく広がる土砂災害警戒区域は少ないが、細かく点在している。

(津波ハザードマップ：別紙3 参照)

※七尾市のハザードマップによると、津波発生時には湾内への進入に多少時間がかかり、七尾西湾で最大3.6mだが、富山湾に面した地域(能登島)では5.4mの津波が想定されている。

(原子力：別紙4 参照)

※七尾市は、志賀原子力発電所から30km 圏内のエリアとなるUPZに含まれている。原子力災害が起きた場合には、市内全域が対象となる。

(感染症)

※新型インフルエンザは、10年から40年の周期で起こると言われており、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルスなどの感染症のように、国民のほとんどが免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の現状 (令和4年2月1日) 【事業所情報・業種別現況表より】

商工業者等数 560人
小規模事業者数 517人

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業者の立地)
製造業	80	75	地域内に広く分散している
建設業	113	110	地域内に広く分散している
卸・小売業	122	105	幹線道路沿いに分散している
運輸業	12	10	地域内に広く分散している
飲食・宿泊業	96	95	地域内に広く分散している
サービス業	110	98	幹線道路沿いに分散している
その他	27	24	地域内に広く分散している
合計	560	517	

(3) これまでの取り組み

1・七尾市の取り組み

①地域防災計画の策定

七尾市地域防災計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、七尾市防災会議が作成するもので、暴風、竜巻、豪雨、地滑り、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、豪雪などの一般災害、地震災害、津波災害、原子力災害及び海難、油流出、航空機、鉄道、道路、危険物、大規模火災、林野火災などの大規模な事故災害から、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的として策定され、必要に応じて更新している。

②各地区防災訓練への協力

七尾市は、地区の自主防災組織等が主催する防災訓練(地震等を想定した訓練等)の実施に際し、協力を行っており、要請があれば担当職員が現地に赴き、災害備蓄品を使用したり、避難方法などの講習を行ったりするなど、地域との連携体制を整えている。

③防災、感染症等対策備蓄品

大規模災害時、また、避難所における感染症予防対策として、災害備蓄品を整備している。避難所については、市指定避難所が63箇所、市指定緊急避難場所が113箇所となっている。

④出前講座の実施

市内の各種団体や町会、地域づくり協議会などに対し、自然災害に対する備え、避難所運営についてなど、地域の自主防災について、要請があれば地域等に出向いて講座を行っている。

⑤感染症対策

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、住民の生命及び健康を保護することを目的に七尾市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定している。(この計画に基づいて、新型コロナウイルス感染症対策も行われている。)

2・能登鹿北商工会の取組

①事業者BCPに関する国の施策の周知

平成30年5月に中小企業庁が作成する支援機関向け中小企業BCP支援ガイドブックが商工会の全経営指導員に配布され、また令和元年には事業継続力強化計画の国の認定制度がスタートしたことを受けて以降、事業所巡回時に「防災」及び「災害時における事業承継の必要性」についての啓蒙と同計画への取組みを推進している。

②事業者BCP策定セミナーの開催

石川県商工会連合会と共催でセミナーを開催して、事業者の意識啓発を図っている。

③損害保険等との連携によるビジネス総合保険等の加入促進

事業所の災害による休業リスクに対応するため、全日本火災共済協同組合連合会が扱う「休業対応応援共済」や全国商工会連合会の商品で、事業者の事業活動を包括的にカバーする「ビジネス総合保険（引受保険会社：東京海上日動、損保ジャパン日本興亜、三井住友海上、あいおいニッセイ）」を用意し、会員事業所へ加入促進を行っている。

II 課 題

現状では、消防計画に基づいた防災計画にとどまっており、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。

感染症対策においても、地域内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

市民レベルでの意識の向上は進みつつあるものの、当地域での事業所レベルでのBCP策定に対する意識はまだ低く、さらなる啓発活動が必要な状況である。

III 目 標

- ・地域内事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、能登鹿北商工会と七尾市との間の被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生時」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有効）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・管内事業所の事業継続力強化計画の認定取得に向けての支援を実施する。
- ・事業所の災害リスクを軽減させるため、対応した保険や共済への加入推進を強化する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに石川県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・能登鹿北商工会と七尾市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・令和2年に策定した「七尾市新型コロナウイルス等感染症をとらえた避難所開設予防マニュアル」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知（能登鹿北商工会、七尾市）

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水害補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成（能登鹿北商工会）

- ・能登鹿北商工会は、令和3年度事業継続計画を作成（別添）。

3) 関係団体等との連携（能登鹿北商工会、七尾市）

- ・連携協定を結ぶ東京海上日動保険に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ（能登鹿北商工会）

- ・巡回経営指導時の事業者BCP等の取組状況を事業主にヒヤリングし確認
- ・地域内での事業継続力強化計画策定数の状況や改善点等について専門家に依頼し確認する。

5) 当該計画に係る訓練の実施（能登鹿北商工会、七尾市）

- ・自然災害（震度5弱の地震）が発生したと仮定し、七尾市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認（能登鹿北商工会、七尾市）

- ・発災後は能登鹿北商工会では事務局長、七尾市では総務部長が統括となり1時間以内に職員の安否確認を行い、安否結果を能登鹿北商工会と七尾市で共有する。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を能登鹿北商工会と七尾市で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、七尾市における感染症対策本部設置に基づき能登鹿北商工会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定（能登鹿北商工会、七尾市）

- ・能登鹿北商工会と七尾市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等）
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。
（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、物的損害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、物的損害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、物的損害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、物的被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、能登鹿北商工会と七尾市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

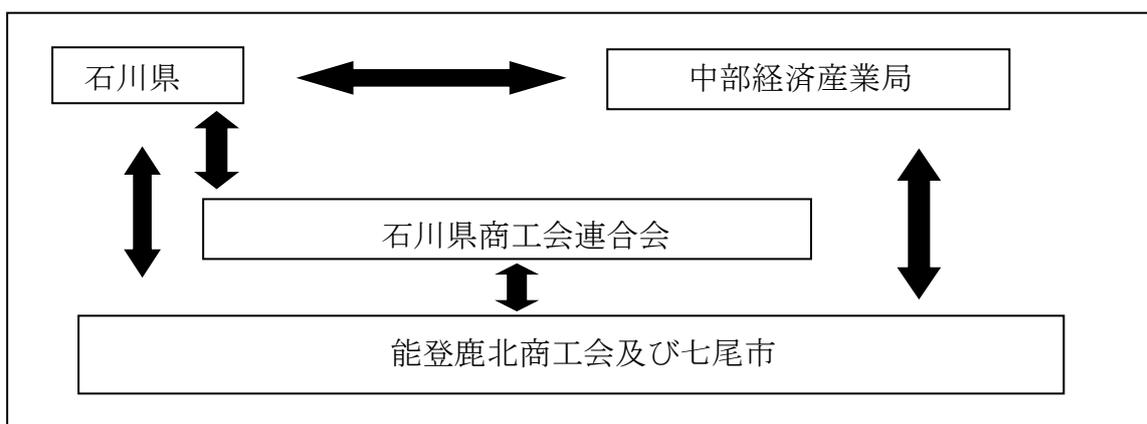
発災後～1週間	1日に1回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・国の特別措置法に基づき、平成27年3月に七尾市で取りまとめた「七尾市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 > (能登鹿北商工会、七尾市)

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・能登鹿北商工会と七尾市は 自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・能登鹿北商工会と七尾市が共有した情報は、速やかに石川県及び石川県商工会連合会へ報告する
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、能登鹿北商工会と七尾市が共有した情報を石川県の指定する方法にて能登鹿北商工会又は七尾市より石川県へ報告する。

(連絡体制図)



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 > (能登鹿北商工会、七尾市)

- ・相談窓口の開設方法について、七尾市と相談する（能登鹿北商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 > (能登鹿北商工会、七尾市)

- ・石川県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を石川県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに石川県へ報告する。

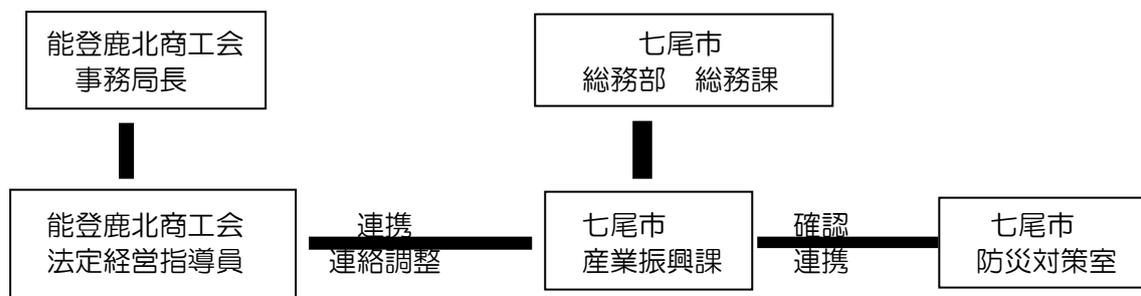
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年2月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制/経営指導員の関与体制等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 当該経営指導員の氏名、連絡先

氏名	鳥畑勝由	(連絡先は後述(2)①参照)
	澤井健一	(")
	青山 慎	(" 9)

② 当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会・市連絡先

① 商工会

能登鹿北商工会(本所)

〒929-2243 石川県七尾市中島町河崎又部31番地

TEL: 0767-66-0001 FAX: 0767-66-6810

E-mail: n.rokuhoku@shoko.or.jp

能登鹿北商工会田鶴浜支所

〒929-2121 石川県七尾市田鶴浜町り部33番地

TEL: 0767-68-2253 FAX: 0767-68-2563

能登鹿北商工会能登島支所

〒929-0211 石川県七尾市能登島向田町120部90番地1

TEL: 0767-84-1087 FAX: 0767-84-1292

② 関係市町

七尾市産業部産業振興課

〒926-8611 石川県七尾市袖ヶ江町イ部25番地

TEL: 0767-53-1111(代表)・53-8565 FAX: 0767-53-2812

E-mail: sangyou-s@city.nanao.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・ 専門家派遣費	0	0	0	0	0
・ 協議会運営費	20	20	20	20	20
・ セミナー開催費	80	80	80	80	80
・ パンフ・チラシ作成費	50	50	50	50	50
・ 防災、感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、七尾市補助金・石川県補助金

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

